

「装置型式指定実施要領等の一部改正について(WP29 第196回)(第5回目照会)」に関する意見

令和8年1月9日

番号	提出元	分類	意 見	理 由	コメント
1	国 内 （ J 認 A 業 M 務 A 分 科	自動車型式認証実施要 領 附則5の2 別表1-2項番152	「諸元項目細分化項目名」を「定格出力」に変更いたしましたので、「諸元項目名」も「定格出力(kW)」に変更してはいかがでしょうか。	総排気量(L)を設定する項目ではないため。	ご意見ありがとうございます。 他の箇所との横並びのため、原文のままとさせて頂きます。
2	（ 一 社 ）日本 産業 車両 協会 特殊 車常 任 委員 会	自動車型式認証実施要 領 附則4の2 別表2	今回、保安基準の規定に適合することを証する書面に「装置指定規則第5条で定める指定を受けたものとみなす特定装置」が追加されています。例えば当該新型自動車に変更はないが、単品認証の窓ガラスの認定証のExt番号が更新された場合、条件に例示された事由の2番目に相当するのでしょうか？	確認です。	<p>今回の改正により、附則4の2 別表1及び別表2に当該項目を追加した理由は以下のとおりです。</p> <p>・型式指定自動車等においては、認可証の記載事項の変更(Ext含む)については、その装置そのものの性能に限ったものにあつては、自動車型式指定規則第6条第1項第2号の変更届が可能です。(認証実施要領別添1第9 変更届の記載どおり)</p> <p>・現在の取扱いとして、上記認可証の記載事項の変更にシリーズ改訂は含まれないとしており、その場合、装置そのものに変更がない場合(今回表に追加した、生産工場等の追加など)であっても、シリーズ改訂が行われるケースの場合、すべからく既指定申請を行う必要があり、メーカーは申請手数料、審査手数料等を支払うことになります。</p> <p>・それらは過度な負担となつてはいることから、業界要望により、それらを救済し、手数料を徴収しない軽微変更届で処理できることとしたものであります。</p>
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					